平成２５年（フ）第１０３９号
さいたま市岩槻区諏訪３丁目３番地　３号106、旧住所さいたま市岩槻区西町４丁目５番39号
債務者　淺田　　勇
1　決定年月日時　平成25年10月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月４日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１０４０号
さいたま市岩槻区諏訪３丁目３番地　３号106、旧住所さいたま市岩槻区西町４丁目５番39号
債務者　淺田瑠璃子
1　決定年月日時　平成25年10月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月４日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１１１０号
埼玉県久喜市南栗橋１丁目６番地４
債務者　金川　　出
1　決定年月日時　平成25年10月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月４日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第４１６号
埼玉県三郷市栄１丁目17番地２
債務者　田口　勝一
1　決定年月日時　平成25年10月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月４日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第５２５号
熊本県菊池郡菊陽町大字原水1136番地２　ラピュタＢ202号、前住所熊本県菊池郡菊陽町大字原水1335番地　アンクレージュ・ＫＡＺ601号
債務者　武田　好央
1　決定年月日時　平成25年10月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月４日まで熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第５９６号
熊本市東区長嶺東４丁目４番25号　201、前住所熊本県人吉市七日町83番地２
債務者　古崎　民子（旧姓木村）
1　決定年月日時　平成25年10月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月４日まで熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第５９７号
熊本市南区御幸笛田１丁目２番48号、前住所熊本市中央区大江本町６番５号　天神第２ビル305
債務者　百井　真理（旧姓西島・加藤）
1　決定年月日時　平成25年10月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月４日まで熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第９５６号
北海道北広島市大曲南ヶ丘３丁目20番地９、住民票上の住所札幌市北区北18条西５丁目１番38号
債務者　松浦　英徳（旧姓進藤）
1　決定年月日時　平成25年10月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月５日まで札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１２７４号
札幌市白石区南郷通９丁目北６番１号　ＮＴＴ白石南郷通社宅１―123号
債務者　宮川　明美
1　決定年月日時　平成25年10月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月５日まで札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１２８９号
札幌市西区発寒６条９丁目15番10―203号
債務者　吉岡　　泰
1　決定年月日時　平成25年10月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月５日まで札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１３４７号
札幌市中央区南４条西10丁目1003番地４　ＬＡＶＩＴＡ410―908号
債務者　今井三千和
1　決定年月日時　平成25年10月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月５日まで札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１７０８号
札幌市北区北37条西７丁目３番５号　エンゼル麻生22号
債務者　扇　　伸幸
1　決定年月日時　平成25年10月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月５日まで札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１７７２号
札幌市北区拓北３条２丁目３番３号
債務者　高橋　米子
1　決定年月日時　平成25年10月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月５日まで札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１７８７号
札幌市厚別区厚別西４条２丁目12番31号　フロリアード101号
債務者　石田　久枝
1　決定年月日時　平成25年10月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月５日まで札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１８０２号
札幌市中央区南５条西９丁目1018番地　陶山マンション２階２号
債務者　岡本　　実
1　決定年月日時　平成25年10月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月５日まで札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１８２３号
札幌市白石区北郷３条12丁目２番３号　大竹マンション202号
債務者　井上　竹子（旧姓石川）
1　決定年月日時　平成25年10月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月５日まで札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１８２４号
札幌市白石区北郷３条12丁目２番３号　大竹マンション202号
債務者　井上　勝人
1　決定年月日時　平成25年10月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月５日まで札幌地方裁判所民事第４部